

プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者 検討審査委員会設置要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者の選定に係る公募要項等の検討及び、応募者から駐車場運営事業者を選定するため、プロポーザル検討審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 公募要項等の検討に関すること。
- (2) 駐車場運営事業者の候補者選定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員長、副委員長及び委員は、次のとおりとする。

役 職	委 員
委員長	幸区役所まちづくり推進部日吉出張所長
副委員長	建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園長
委員	財政局資産管理部資産運用課長
委員	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当課長
委員	建設緑政局緑政部みどりの管理課長
委員	建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課担当課長
委員	幸区役所まちづくり推進部総務課長

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 4 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が当該委員の職務を代理することができる。

(会議)

第4条 検討審査委員会は委員長が召集する。

- 2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(公募要項等の検討)

第5条 委員会は、公募型プロポーザル実施に先立ち、夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者の選定に係る公募要項等の検討を行う。

(駐車場運営事業者の選定)

第6条 検討審査委員会は、応募者が提出する企画提案書について、客観的かつ総合的な観点から審査を行い、駐車場運営事業者の候補者を選定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、幸区役所まちづくり推進部日吉出張所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討審査委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年9月24日から施行する。
- 2 この要綱は、設置管理許可及び一時貸付契約の締結をもって廃止する。